

社会福祉法人改革について

平成28年6月

社会福祉法人制度を巡る状況

<p>平成25年6月</p> <p>8月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定 等 ■「社会保障制度改革国民会議報告書」公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税扱いにふさわしい地域貢献 等
<p>平成26年6月</p> <p>7月</p> <p>12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■経済財政運営と改革の基本方針2014 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等 ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の財務諸表等の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化 等 ■「政府税制調査会」とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 「公益法人課税等の見直し」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取扱いについて見直しが必要 等 ■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等 ■平成27年度税制改正大綱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税について軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。
<p>平成27年1月</p> <p>2月</p> <p>12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「社会福祉法人改革に関する提言」(自由民主党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人運営におけるガバナンスの強化、法人運営における透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、地域における公益的な活動、適切かつ効果的な行政の関与、職員処遇の改善 等 ■「社会保障審議会福祉部会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営組織の在り方の見直し、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、地域における公益的な取組の責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、行政の役割と関与の在り方、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し 等 ■平成28年度税制改正大綱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人等課税については、非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、<u>関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。</u>あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

社会福祉法等の一部を改正する法律の審議経過について

閣議決定

○平成27年4月3日 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」 閣議決定

衆議院

厚労委

- 平成27年7月3日 提案理由説明
- 平成27年7月8日 質疑①
- 平成27年7月10日 参考人質疑
- 平成27年7月29日 質疑②
附帯決議（10項目）
採決（可決）

本会議

○平成27年7月31日 採決（可決）

厚労委

○平成28年3月30日 採決（可決）

本会議

○平成28年3月31日 採決（可決）
成立、公布

参議院

《継続審査》

厚労委

- 平成28年3月10日 趣旨説明
- 平成28年3月15日 質疑①
- 平成28年3月16日 参考人質疑
- 平成28年3月17日 質疑②
修正（※）
附帯決議（15項目）
採決（可決）

本会議

○平成28年3月23日 採決（可決）

衆議院可決と参議院可決の会期が異なることから、衆議院で再度採決が必要となった。

（※）審議が越年したことによる技術的な修正

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

1. 経営組織のガバナンスの強化について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

<見直し後>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

2. 事業運営の透明性の向上について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

3. 財務規律の強化について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

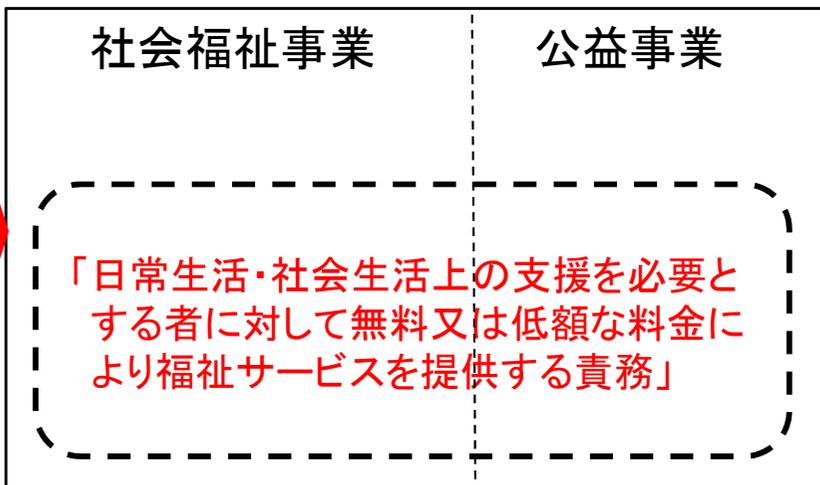
利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表 (対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業



利益

II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務について

福祉ニーズの
多様化・複雑化



社会福祉法人
の役割



社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料
金により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。

※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。

- 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

5. 行政の関与の在り方について

(1) 指導監督の見直しについて

- 社会福祉法等の一部を改正する法律案においては、平成28年4月1日施行予定分として、所轄庁による指導監督の機能強化を盛り込んでいるところ。

主な内容（平成28年4月1日施行予定）

[所轄庁による立入検査]

- 所轄庁による立入検査に関する規定（罰則あり）の整備（改正法案第56条第1項～第3項及び第133条第7号）

[勧告及び公表]

- 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定の整備（改正法案第56条第4項及び第5項）

[所轄庁と関係都道府県等の協力]

- 関係都道府県等（法人の事業所等の所在地の都道府県・市町村であって、当該法人の所轄庁でないもの）は、法人に対して適切な措置をとる必要がある場合には、所轄庁に対して意見を述べることができる。（改正法案第57条の2第1項）
- 所轄庁は、指導監督に必要がある場合には、関係都道府県等に対して、資料の提供等の協力を求めることができる。（改正法案第57条の2第2項）

[国及び都道府県の支援]

- 国は都道府県及び市、都道府県は市に対して、法人の指導監督に関し必要な助言、資料の提供等の支援を行うよう努める。（改正法案第59条の3）

※ 現在、国が所管する法人については、法人の主たる事務所の所在地の都道府県を経由して、定款変更等の手続をしているところであるが、改正法案において、当該手続は廃止される。

5. 行政の関与の在り方について

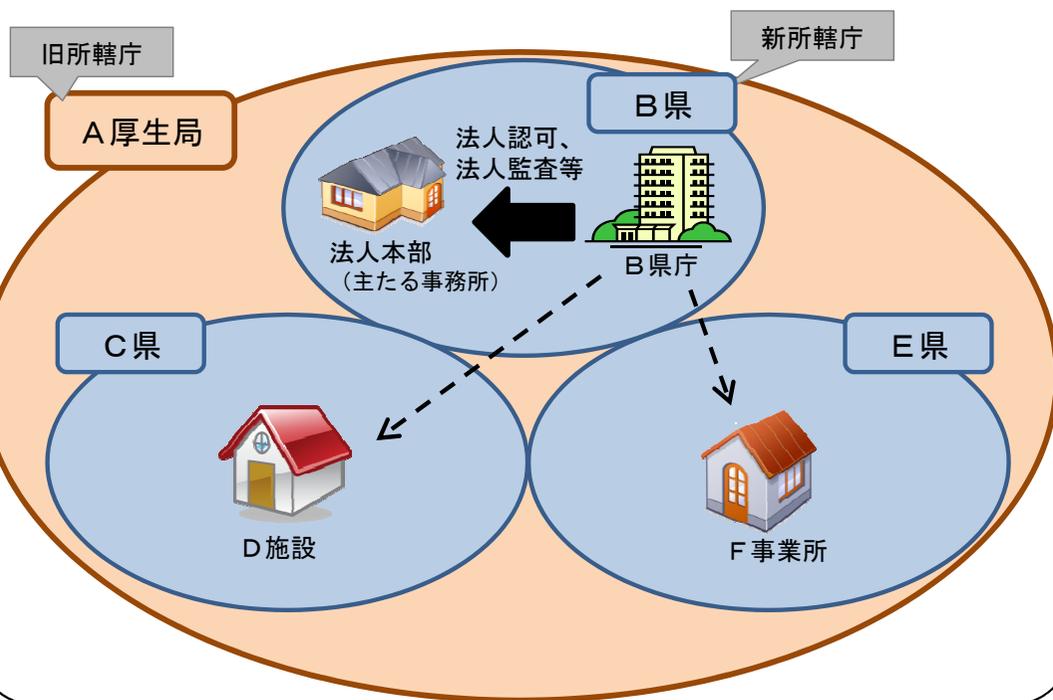
(2) 認可等の権限移譲について

- 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を受け、社会福祉法等の一部を改正する法律案に下記の内容を盛り込んでいるところ（平成28年4月1日施行予定）。

【地方厚生局 → 都道府県】

- 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲

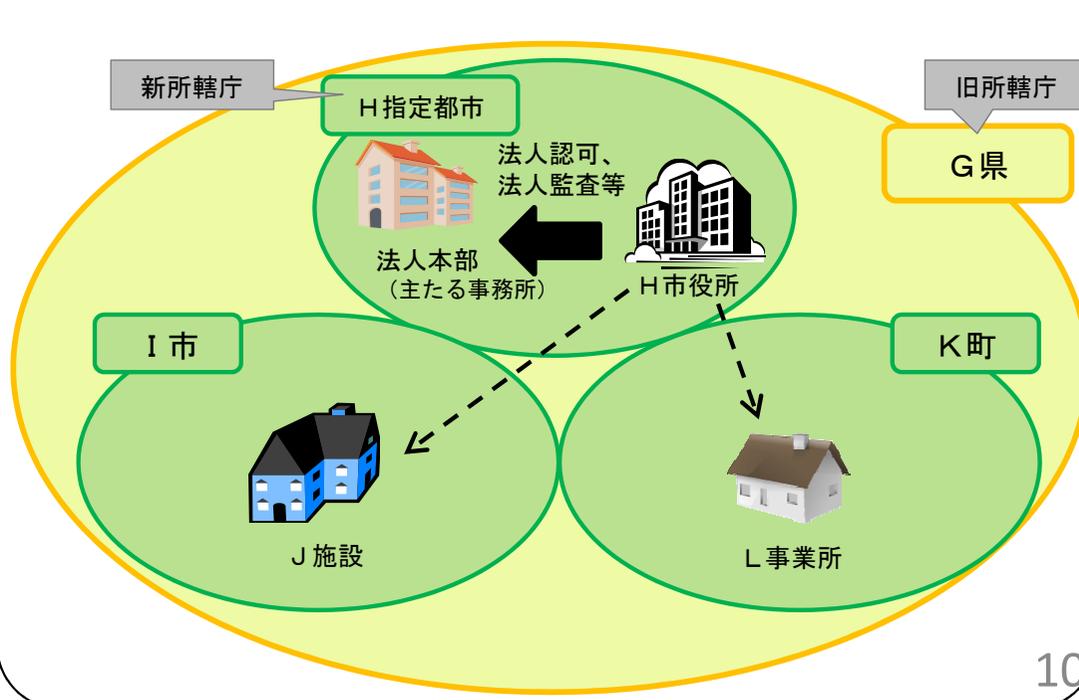
対象法人数：440法人（H27.3.31時点）



【都道府県 → 指定都市】

- 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲

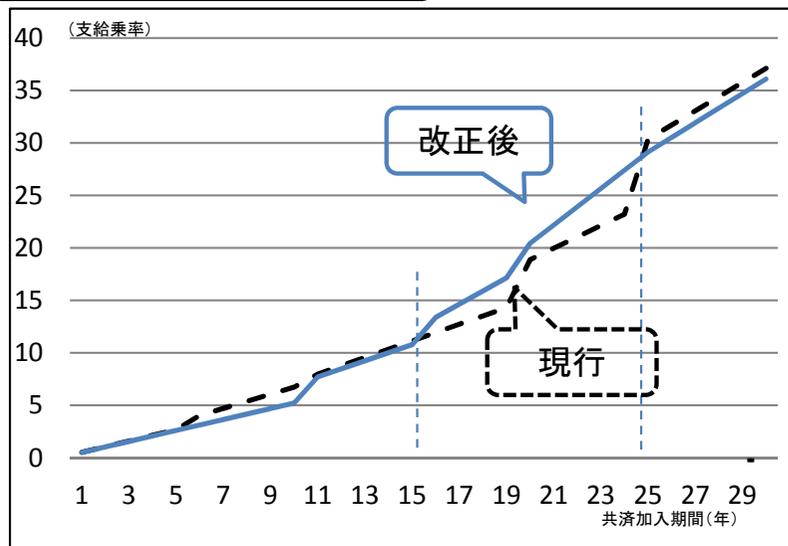
対象法人数：318法人（H27.3.31時点）



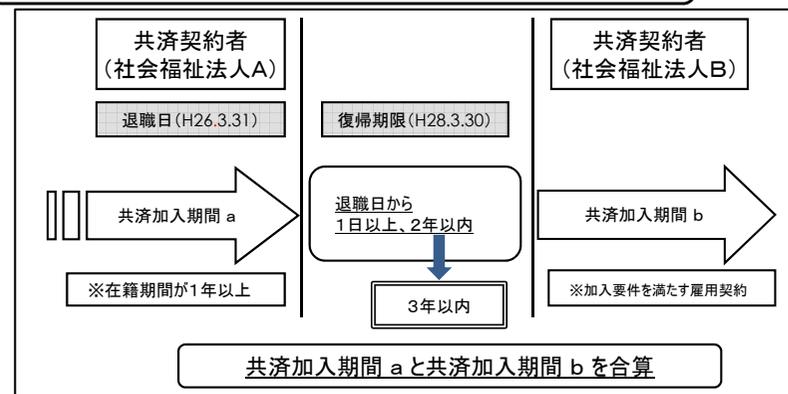
社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したのみに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットイングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

① 給付水準の見直し



② 共済加入期間の合算制度の充実



③ 公費助成の見直し

		前回改正 (H18. 4. 1施行)	今回の見直し(案)
給付水準		1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算		退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
公費助成 (国1/3、都道府県1/3)	介護	廃止	—
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・ 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状	廃止 ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入
	保育	・ 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・ 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中

社会福祉法等の一部を改正する法律の主な改正事項（平成28年4月1日施行分）

一 社会福祉法人改革

①事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備

	改正前	改正後
備置き・ 閲覧	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書、⑥現況報告書、⑦定款
公表	法律に規定なし * 通知で以下を義務付け ①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書	①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書、④定款

※ 役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

②財務規律の強化

（適正かつ公正な支出管理の確保）

- 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- 会計基準の省令への位置付け

③地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

④行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 等

二 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し¹²

社会福祉法等の一部を改正する法律における施行日等

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4	○旧評議員会・旧理事会 -決算、 <u>定款変更</u> （所轄庁変更に関する事項）	○ <u>定款変更の認可</u> （所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
	3	○旧評議員会・旧理事会 - <u>定款変更</u> （H29.4.1施行に関する事項： <u>新評議員の選任方法等</u> ） → <u>H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任</u> （任期はH29.4.1～）	○ <u>定款変更の認可</u> （H29.4.1施行に関する事項）
H29	3	・現評議員の任期満了（H29.3.31）	
	4	・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
	4	○新理事会（旧役員） -決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 -新役員案（・会計監査人案）	○ <u>社会福祉充実計画の承認</u> （申請後一定期間内に承認）
	6	○新評議員会 -決算、 <u>社会福祉充実計画</u> 、 <u>役員等報酬基準</u> - <u>新役員（・会計監査人）の選任→任期開始</u> （現役員の任期満了）	
6	○ <u>社会福祉充実計画の申請</u> （～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）		
	3		

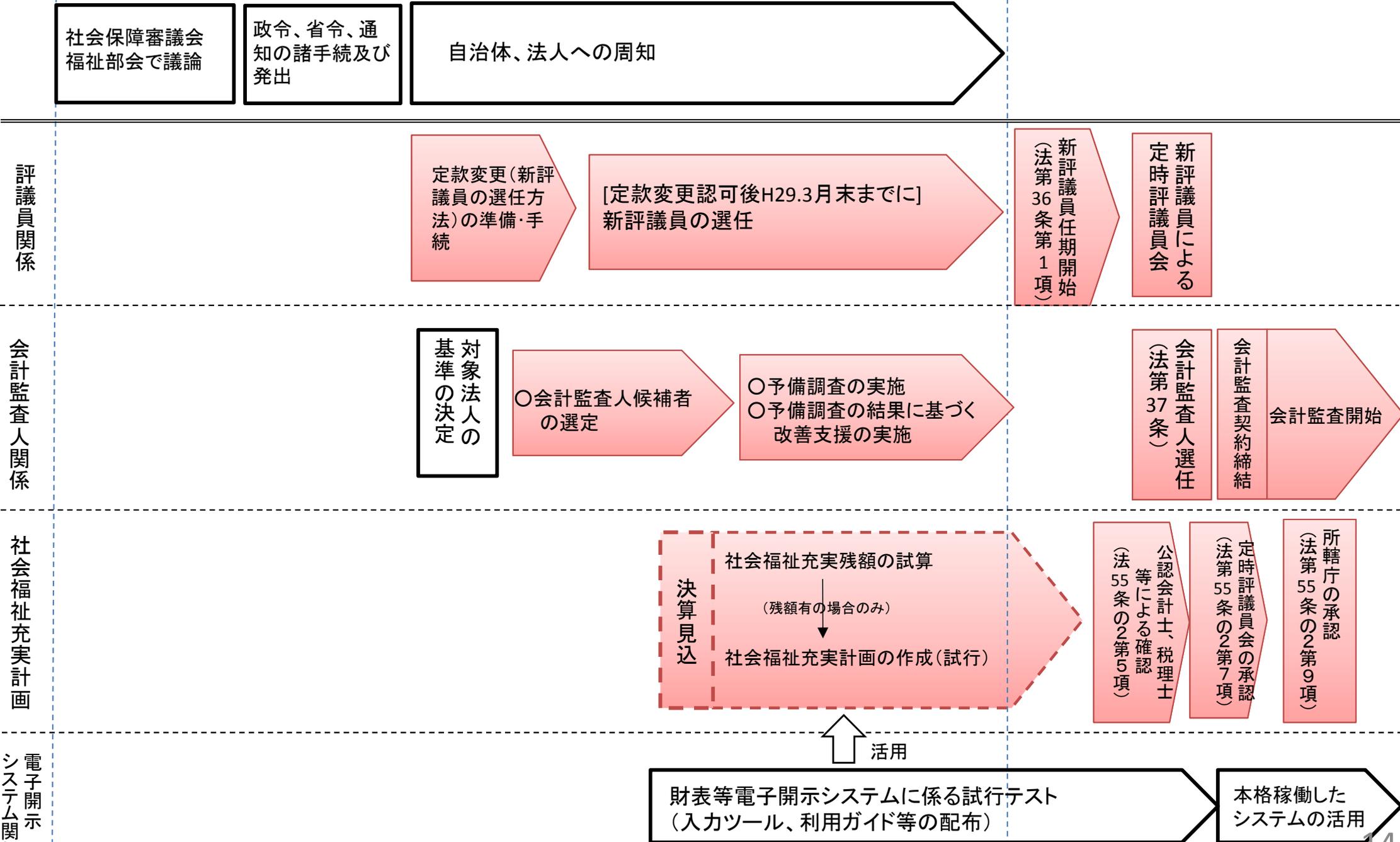
※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会
旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会
旧理事会：現行法に基づく理事会

法施行後の大まかなスケジュール

H28.4月

H29.4月

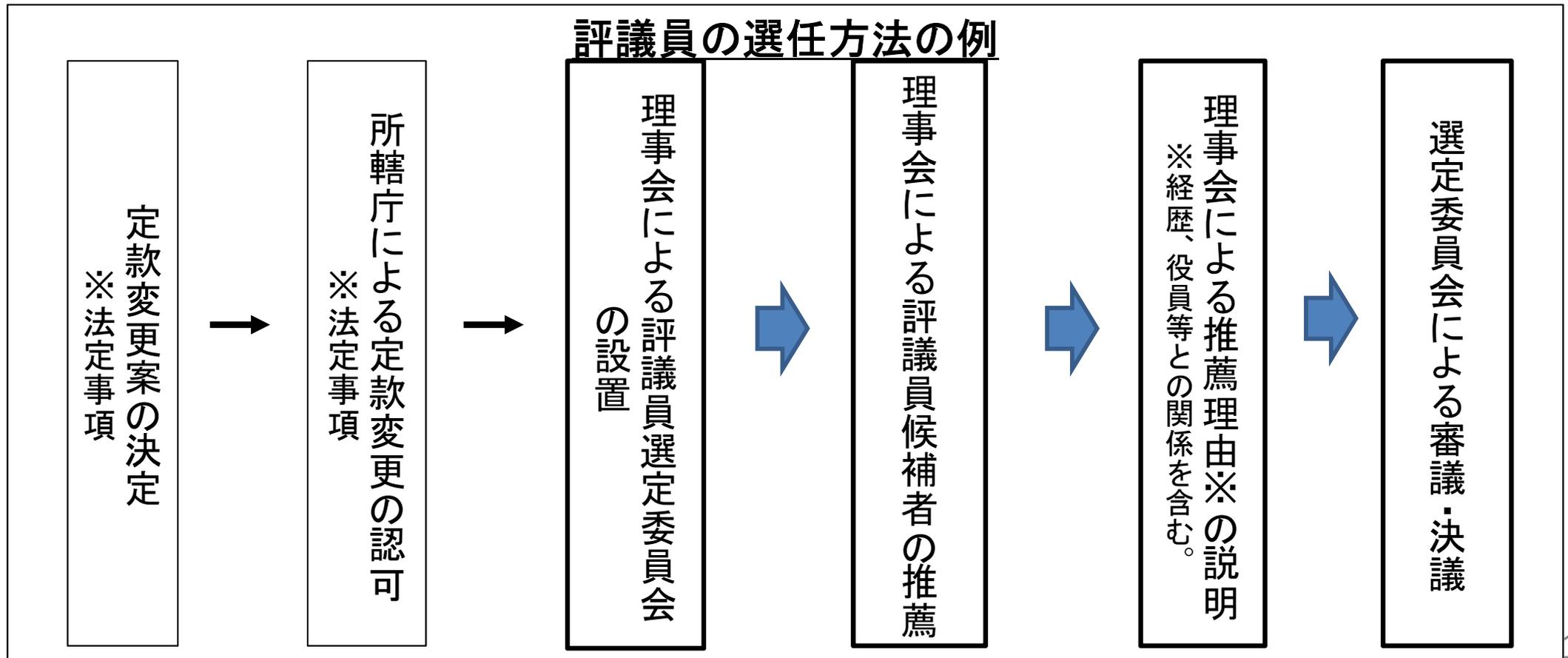


評議員の選任方法(運用)

○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている(一般財団法人・公益財団法人と同じ)。理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。

・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。



評議員としての識見を有する人材について

○ 法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

○ 社会福祉法人において円滑に評議員を選任できるよう、評議員としての識見を有すると考えられる人材の分かり易い例を示す。

(評議員としての識見を有する人材の例)

- ・社会福祉事業や学校などその他の公益的な事業の経営者
- ・社会福祉に関する学識経験者(大学教員等)
- ・社会福祉法人に関与した経験がある弁護士、公認会計士、税理士等
- ・地域の福祉関係者(民生委員・児童委員等)

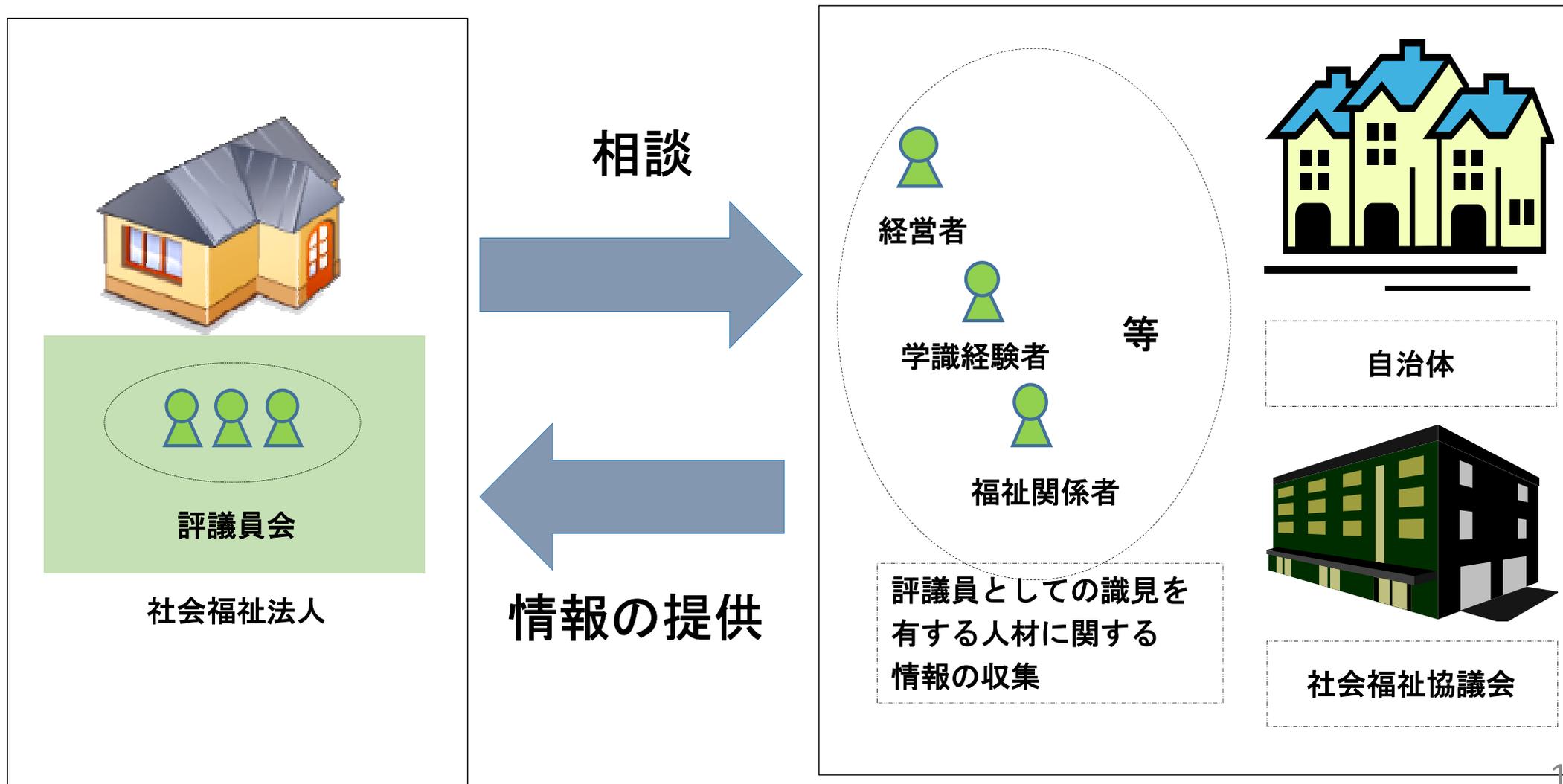
* 民生委員・児童委員数 23.6万人(平成25年)

(配置の考え方)都市部:220~440世帯に1人、町村部:70~200世帯に1人

- ・社会福祉法人職員OB(退職後一定期間を経過した者)
- ・地域の経済団体が適切な者として推薦する者
- 等

地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 小規模法人等における評議員の確保を支援するため、社会福祉法人からの相談に応じて、評議員としての識見を有する人材に関する情報を提供する仕組みを講ずる。
- 所轄庁や地域の社会福祉協議会において、上記の人材についての情報を収集する。



評議員会による理事等の選任・解任について

- 公益性を担保する観点から理事等に対する牽制機能を働かせるため、理事等の選任・解任は評議員会の決議によることとしている。
- これは平成18年の公益法人改革で一般財団法人・公益財団法人に導入された仕組みであり、公益法人と同等以上の公益性を担保するため、社会福祉法人においても同様の制度とすることは避けて通れない。

※ 評議員会による理事等の解任については、法律上、解任事由が制限されており、評議員が自由に理事等を解任できるわけではない。

※ また、評議員会の決議の無効の確認又は取消の訴え等ができる。

◎社会福祉法改正案

第45条の4 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

※ 一般財団法人・公益財団法人において、法人の乗っ取り等により安定的な法人運営が阻害される状況とはなっていない。

第16回社会保障審議会福祉部会
(平成28年4月19日)

資料

(一部抜粋)

今後の主な検討課題

《評議員会の員数に係る経過措置》

一定の事業規模を超えない法人について、施行から3年間、評議員の数について4人以上とすることとしているが、この事業規模をどうするか。

■改正社会福祉法

(評議員の資格等)

第四十条 (略)

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

(附則)

第十条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であって、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。

《会計監査人の設置法人》

一定の事業規模を超える法人に会計監査人の設置を義務付けているが、この事業規模をどうするか。

■改正社会福祉法

(会計監査人の設置義務)

第三十七条 特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。

◆福祉部会報告書

【会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲】

会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、監査に対応できる事務 処理の態勢と監査費用の負担能力、所轄庁の監査との役割分担等を考慮し、以下の要件のいずれかに該当する法人とすることが適当である。

- ①収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人(当初は10億円以上の法人とし、段階的に対象範囲を拡大)
- ②負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人

《控除対象財産の算定方法》

いわゆる控除対象財産の算定方法をどうするか。

■改正社会福祉法

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。

- 一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
- 二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

◆福祉部会報告書

【内部留保の明確化】

控除対象財産額は、

- ① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等(土地、建物、設備等)、
- ②現在の事業の再生産に必要な財産(建替、大規模修繕に必要な自己資金)、
- ③必要な運転資金(事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応)

を基本に算定することが考えられる。

これらは、内部留保を的確に明確化するに当たっての要となる部分であるので、その詳細な内容については、制度実施までの間に、専門的な見地から検討の上、整理する必要がある。

- 社会福祉法人の①すべての財産(基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。)を対象に、②事業継続に必要な財産(控除対象財産)と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(考え方)

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

*基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

(考え方)

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

(考え方)

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

③ 再投下対象財産

*負債との重複部分については調整。

控除対象財産① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(算出方法)

- (1) 財産目録から、現に社会福祉事業等に活用している財産を判定(判定にあたっては、通知等で一定の基準を示す)
- (2) 対応する負債等の重複を控除する。

(財産目録イメージ)

財 産 目 録 (記載例)

平成 年 月 日現在

(単位:円)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	
普通預金	〇〇銀行〇〇支店	-	運転資金として	-	-	
事業未収金		-	〇月分介護料	-	-	
.....	-	-	-	
流動資産合計						
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	所在地番〇〇 地目〇〇	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設に使用している	-	-	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	19●●年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設に使用している	1,200,000,000	700,000,000	500,000,000
建物	所在▲▲ 家屋番号▲▲ 種類▲▲	19××年度	第1種社会福祉事業である、▲▲施設に使用している	800,000,000	400,000,000	400,000,000
定期預金	〇〇銀行〇〇支店	-	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	
.....	-	-	-	
基本財産合計						
(2) その他の固定財産						
車両運搬具	(車種)〇〇他3台 (車輛No.)...	-	利用者送迎用車両	10,000,000	3,000,000	7,000,000
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	-	〇〇事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	-	-	
土地	所在〇〇	-	5年後に開設する〇〇事業のための用地	-	-	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	20●●年度	社会福祉施設以外(訪問介護事業所等)の第2種社会福祉事業に使用している	900,000,000	200,000,000	700,000,000
.....	-	-	-	

控除対象	控除対象額
------	-------

×	
×	
×	

○	
○	
○	
○	

○	
×	
×	
○	

控除対象財産② 固定資産の再取得に必要な財産

(算出方法(イメージ))

再取得に必要な財産

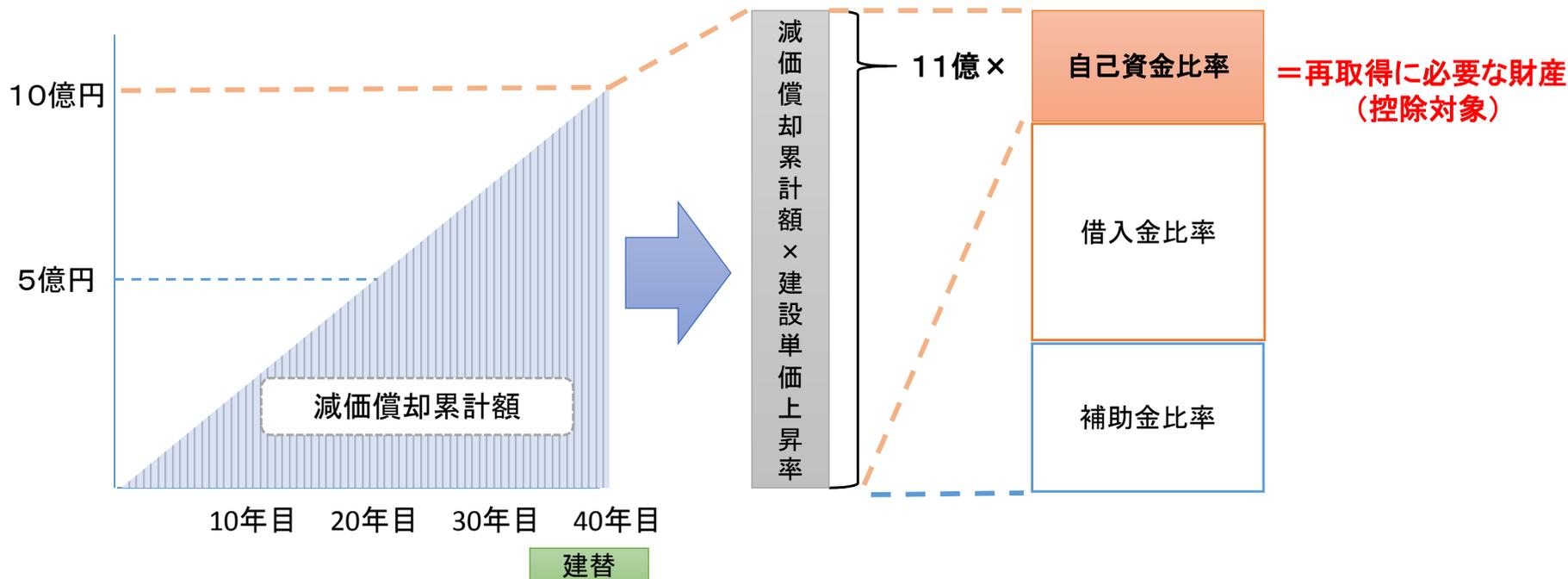
$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha(\text{修繕等})$$

○減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建てかえ時期(おおむね40年経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。

○法人に蓄積される建て替え費用は建設時の水準であることから、建設単価上昇率を考慮する。



○減価償却累計額(建設単価上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建て替え時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために内部留保すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。



《地域協議会》

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成にあたって、「地域協議会」等の意見を聞くこととされているが、この地域協議会については、どのような形とするのが適当か。

■改正社会福祉法

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 (略)

- 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

◆福祉部会報告書

【「地域協議会」について】(抄)

「地域協議会」は、所轄庁が地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどして開催することとし、その運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。具体的には、各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場を設けることが基本であるが、各地域における福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用を認める必要がある。また、既存の福祉に関する協議会の多くは地方公共団体が設置するものであることから、円滑に地域ニーズを把握する機会を得られるよう所轄庁において関係市町村と連携することが求められる。

「地域協議会」について

機能及び役割

- 社会福祉法人が社会福祉充実計画の作成に当たって、改正法案第55条の2第6項の規定により求められる意見聴取は、地域協議会が行う。

(参考)社会福祉法改正法案第55条の2第6項

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

- また、この「地域協議会」の枠組みを、社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映される機会とすることが考えられる。
- 地域協議会には以下のような機能が考えられる。
 - ①「地域における公益的な取組」に係る地域における福祉ニーズの把握
 - ②「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等
 - ③「地域における公益的な取組」の実施状況の確認

地域協議会の制度化に関する基本的考え方

- 法人による地域のニーズの把握及び所轄庁による社会福祉充実計画の承認を円滑に行うことができる仕組みとする。
- 地域協議会は、法人が「地域における公益的な取組」や改正後の法第55条の2に基づき「地域公益事業」を実施する際、制度横断的に福祉ニーズを把握できる場として設けることが基本であるが、福祉ニーズを把握する機能を有する既存の組織・協議会等の活動状況等を踏まえた運用を認める。

「地域協議会」の具体例

開催の主体

○ 所轄庁が地域の実情に応じて判断することとなるが、以下のような例が想定される。

(例1) 市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員会等を活用して開催

(例2) 生活支援体制整備事業における協議体(介護保険制度)等の既存の協議会を活用し、構成員に他の福祉分野の有識者を追加するなどして開催するケース

構成メンバー

○ 地域協議会の構成メンバーとしては以下のような者が想定される。

・ 福祉各分野のサービスにおいて地域のニーズの把握や行政計画の策定・サービス内容の決定等の役割を持つ会議体(市町村単位)の関係者

※ 各種協議会、地域包括支援センター、自立相談支援機関(生活困窮者自立支援法) 等

- ・ 学識経験者
- ・ 保健医療福祉関係者
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ サービスを受ける立場の住民(子育て世帯、高齢者、障害者 等)
- ・ 市町村、都道府県(各福祉サービス等所管部局)
- ・ 社会福祉協議会

6. 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

(4) 「地域協議会」について

- ・ 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、「地域協議会」を開催することが適当である。

- ・ 「地域協議会」の機能としては、
 - ① 社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」に係る地域における福祉ニーズの把握、
 - ② 「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等(複数の法人が連携・協働した事業の実施についての検討・調整)
 - ③ 「地域における公益的な取組」の実施状況の確認が考えられ、「地域協議会」が社会福祉法人による地域福祉活動の推進の基盤となることが期待される。

- ・ 「地域協議会」は、所轄庁が地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどして開催することとし、その運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。具体的には、各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場を設けることが基本であるが、各地域における福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用を認める必要がある。また、既存の福祉に関する協議会の多くは地方公共団体が設置するものであることから、円滑に地域ニーズを把握する機会を得られるよう所轄庁において関係市町村と連携することが求められる。

社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会の設置について

1. 設置趣旨

- 社会福祉法等の一部を改正する法律の成立に伴い、今般、福祉部会を再開し、制度改革に係る重要事項(控除対象財産の考え方、小規模法人の特例の範囲、会計監査人の設置義務対象の範囲)の審議を行うこととしているが、専門的・技術的な検討を要すると考えられる、会計監査関係や控除対象財産関係等の検討項目については、当検討会において、一定の専門的・技術的整理を行うこととする。
- なお、当検討会における議論については、適宜、福祉部会に報告することとする。

2. 検討課題

- (1) 会計監査等に係る次の①から④に掲げる事項とする。
 - ① 会計監査人候補者の選び方
 - ② 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)
 - ③ 会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)
 - ④ 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法
- (2) 控除対象財産等に係る次の①から②に掲げる事項とする。
 - ① 控除対象財産の算定ルール
 - ② 控除対象財産の算定に用いる各種係数の設定の考え方
- 上記の外、必要に応じて専門的見地から検討が必要な項目を検討するものとする。

3. 検討会メンバー

- (1) 財務に関する専門的知見を有する者
- (2) 有識者
- (3) 法人を経営する者

第17回社会保障審議会福祉部会
(平成28年5月20日)

資料

(一部抜粋)

1. 評議員の員数に係る経過措置

- 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号。以下「改正法」という。)においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図る観点から、評議員会について、これまでの任意の諮問機関から、必置の議決機関としたところである。
- この際、小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数(6人以上)を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとしている。
- この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするとの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないのではないかという意見があった。
- このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準として検討してはどうか。

(参考資料: サービス活動収益階層ごとの事業別法人数累計割合)

	法人全体	児童福祉事業のみ	保育所のみ	児童養護施設のみ	高齢者福祉事業のみ	特養等のみ	障害者福祉事業のみ	障害者支援施設等のみ
1億円以下	22.4%	32.7%	39.0%	9.3%	8.6%	6.8%	37.2%	7.5%
2億円以下	50.1%	78.0%	83.6%	66.4%	20.7%	17.9%	60.7%	25.3%
3億円以下	62.0%	90.0%	93.1%	90.7%	33.1%	37.0%	75.7%	57.5%
4億円以下	70.4%	94.7%	96.4%	94.4%	48.5%	57.9%	84.2%	71.9%
5億円以下	77.3%	97.0%	98.2%	99.1%	64.1%	77.8%	89.3%	82.2%

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書(平成25年度決算)から、集計・分析を行った。

2. 会計監査人の設置義務法人の範囲

- 改正法においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査を義務付けることとしたところである。
- この一定の事業規模については、社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人又は負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人とすることが適当とされたところである。
- 会計監査人の選任に当たっては、予備調査を含め、一定の期間が必要であることから、監査を受ける社会福祉法人における態勢整備が必要であるとともに、監査を実施する公認会計士等においても、一定の準備が必要である。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制が構築され、社会福祉法人に対する信頼を向上させていく必要があることから、十分な準備期間が必要であるが、改正法案の提出から成立まで1年が経過し、施行までの準備期間が1年不足という状況となっている。
- このような状況を踏まえると、今般導入することとした、会計監査人制度を社会福祉法人に安定的に根付かせ、将来的に、より多くの社会福祉法人に対して適用していくためには、導入時に円滑に施行することが重要である。
- このため、会計監査人制度については、段階的に導入することとしてはどうか。

社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会(第1回、第2回) における議論を踏まえた方向性

平成28年5月20日

1. 会計監査人候補者の選び方

- 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいものの、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などの弾力的な運用も可能とする。
- その際、複数の会計監査人候補者から提案書・見積書等を入手し、法人において選定基準を作成し、比較検討のうえ、選定することとする。
- なお、選定基準の例や選定方法については、法人に対して丁寧に周知していく。

2. 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)

- 今般の会計監査人制度の導入は、法人全体の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが目的であり、法人単位の計算書類について会計監査人監査により適正性が担保されれば、その目的の達成は可能である。したがって、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目とすることが適当である。
- この際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

3. 会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)

- 会計監査人は一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、計算書類等を対象として会計監査を実施する。効率的・効果的な会計監査を実施するため、法人における業務を管理運営するための法人内部の統制の仕組み(以下、「内部統制」という)の整備・運用状況についても確認を行う。
- 社会福祉法人の内部統制に関しては、公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、事業に係る内部統制のうち会計監査人が特に注力する分野としては以下のとおりとする。
 - ・購買プロセスに係る内部統制
 - ・固定資産管理プロセスに係る内部統制
 - ・資金管理プロセスに係る内部統制
 - ・人件費プロセスに係る内部統制

(注) 会計監査を受ける法人の状況や公認会計士が行う監査手法等により内部統制の確認方法は様々である。

4. 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

- 社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応として「公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等」が示されている。
- これに関しては、当該法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、財務会計に関する事務処理体制の向上や財務会計に関する内部統制の向上に係る必要な支援を選択して、専門家を活用することが考えられる。

社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会 (第1回、第2回)における議論を踏まえた方向性

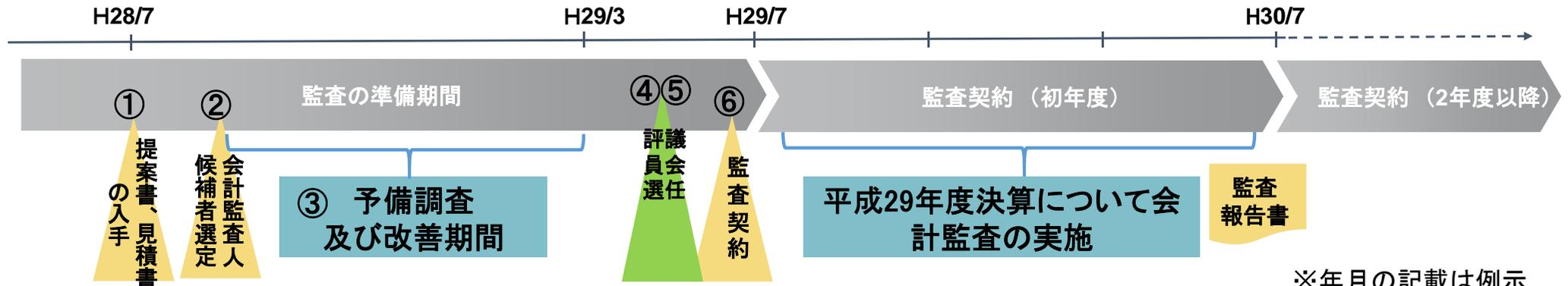
(参考資料)

<目 次>

1. 会計監査人候補者の選び方・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）・・・・・・・・・・5
3. 会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）・・・・・・・・7
4. 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法・・・8

1. 会計監査人候補者の選び方

(1) 会計監査人監査に係るスケジュール例



社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書、見積書の入手	平成28年7月
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定	平成28年8月
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間	平成28年9月～
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任に係る評議員会の議題を決議	平成29年5月～6月
	⇕ 原則1週間	
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任	平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人候補者	⑥監査契約締結	平成29年6月～7月

※会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日(平成29年4月1日)以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

(2) 会計監査人候補者選定について

複数の会計監査人候補者から提案書、見積書を手に入れ、下記の選定基準の例を参考にして比較検討のうえ選定すること。社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいものの、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などの弾力的な運用も可能とする。

選定基準の例

(1) 監査実施体制等の評価

- ① 当該法人に対する監査の基本方針及び考え方(着眼点や重点項目)
- ② 主要な監査手続き及び監査要点
- ③ 法人本部及び施設等を監査するチーム体制
- ④ 監査スケジュール
- ⑤ 監査の責任者及び担当者の経歴及び実務経験等
- ⑥ 監査の指導的機能に対する考え方
- ⑦ 監査のサポート体制
- ⑧ 監事、内部監査担当部門との連携に関する考え方

(2) 監査費用の評価

- ① 監査報酬見積費用総額(見積り、積算の方法を含む。)
- ② 監査日程(日数)の大幅な変更が生じたときの処理方法

(3) 監査実績等の評価

- ① 監査実績
- ② 社会福祉法人に対する監査実績、非監査実績(会計指導、経営支援等)
- ③ 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に対する監査実績、非監査実績(会計会計指導、経営支援等)
- ④ 当該法人が実施している事業と類似の事業を実施している組織の監査実績、非監査実績(会計指導、経営支援等)
- ⑤ 日本公認会計士協会又は公的機関における社会福祉法人制度に係る部会等への関与実績

(4) 品質管理体制の評価

- ① 品質管理体制(公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即した品質管理を行っているかなどを評価)
- ② 会計監査人候補者に関して公認会計士法に基づく処分がある場合はその内容とこれに対して取った措置(過去〇年間)

※ 上記の選定基準の例は網羅的に例示したものであり、各項目については各法人の任意である。

(3) 予備調査について

会計監査人候補者は、監査の依頼人である社会福祉法人が監査に協力する体制にあるか、会計監査に対応可能な内部統制が構築されているか、計算書類等が社会福祉法人会計基準等に準拠して作成されているかどうかなどを調査する。

項目例	手続き例
1.法人の概況理解	法人の沿革、業務内容、役員の氏名、役職、取引先関係その他監査のために必要な重要事項について、関係書類等を閲覧し、又は責任者に質問して理解する。
2.理事長と面談	理事長よりガバナンスの考え方、リスクの把握、誠実性、法人運営方針、課題等を聞く。
3.諸規程の整備状況	法人運営にとって必要な諸規程が適切に整備されているかを確認する。
4.過去の計算書類等のレビュー、期首残高レビュー	法人の過年度における財政状態、事業活動の状況、資金の状況の概要を把握するため、過年度の計算書類等をレビューする。進行年度の計算書類における期首残高の实在性、網羅性を確認するために質問、関係書類、関係証憑との突合を実施する。計算書類等の表示については、社会福祉法人会計の基準に定める様式に従っているかについて確認する。
5.会計方針選択の妥当性	法人が選択している会計方針が社会福祉法人会計基準に準拠したものになっているかについて確認する。
6.内部統制の整備状況	主要な業務プロセスにおける内部統制について質問書又は書類の確認等により整備状況を確認する。

※ 法人は、予備調査において洗い出された課題を改善し、監査対象年度の期首までに監査を受けるために必要な体制を整える必要がある。法人の監査受け入れ体制の整備状況によっては監査を受けることができない可能性もあるため、十分な体制整備期間が必要である。

2. 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

(1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について

【計算書類】

①法人単位

②事業区分別

③拠点区分別

【第1様式】

- 法人単位貸借対照表
- 法人単位資金収支計算書
- 法人単位事業活動計算書

【第2様式】

- 貸借対照表内訳表
- 資金収支内訳表
- 事業活動内訳表

【第3様式】

- 事業区分貸借対照表内訳表
- 事業区分資金収支内訳表
- 事業区分事業活動内訳表

【第4様式】

- 拠点区分貸借対照表
- 拠点区分資金収支計算書
- 拠点区分事業活動計算書

【附属明細書】

- ・借入金明細書
- ・寄附金収益明細書
- ・補助金事業等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
- ・基本金明細書
- ・国庫補助金等特別積立金明細書

法人単位の計算書類
及びそれに対応する
附属明細書の各項目を
証明範囲とする。

- ・基本財産及びその他の固定資産
(有形・無形固定資産)の明細書
- ・引当金明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書
- ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業製造原価明細書
- ・就労支援事業販管費明細書
- ・就労支援事業明細書
- ・授産事業費用明細書

※証明範囲としては上記とするが、法人単位の計算書類及びその附属明細書は拠点区分別の積み上げであるため、必要に応じ、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

(2) 財産目録に関する証明範囲について

財 産 目 録 (記載例)

平成 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	
普通預金	〇〇銀行〇〇支店	—	運転資金として	—	—	
事業未収金		—		—	—	
.....	—	〇月分介護料	—	—	
		—	—	—	
流動資産合計						
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	所在地番〇〇 地目〇〇	—	第1種社会福祉事業である、〇〇施設に使用している	—	—	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	19●●年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設に使用している	1,200,000,000	700,000,000	500,000,000
建物	所在▲▲ 家屋番号▲▲ 種類▲▲	19××年度	第1種社会福祉事業である、▲▲施設に使用している	800,000,000	400,000,000	400,000,000
定期預金	〇〇銀行〇〇支店	—	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	—	—	
.....	—	—	—	
基本財産合計						
(2) その他の固定資産						
車両運搬具	(車種)〇〇他3台 (車輛No.)...	—	利用者送迎用車両	10,000,000	3,000,000	7,000,000
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	—	〇〇事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	—	—	
土地	所在〇〇	—	5年後に開設する〇〇事業のための用地	—	—	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	20●●年度	社会福祉施設以外(訪問介護事業所等)の第2種社会福祉事業に使用している	900,000,000	200,000,000	700,000,000
.....			

法人単位貸借対照表に対応する各項目を証明範囲とする。

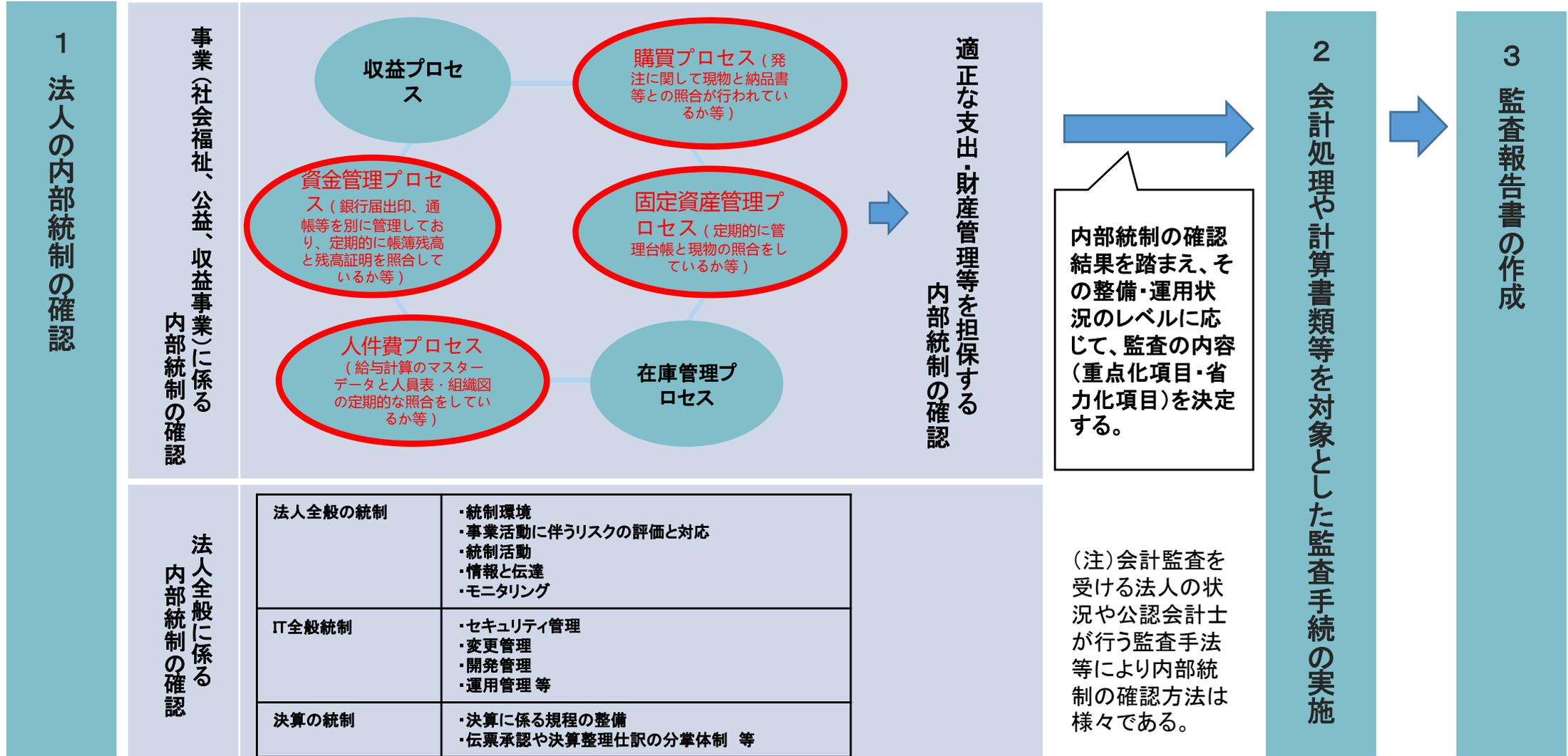
⋮

3. 会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）

会計監査人は一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、計算書類等を対象として会計監査を実施する。効率的・効果的な会計監査を実施するため、法人における業務を管理運営するための法人内部の統制の仕組み（以下、「内部統制」という）の整備・運用状況についても確認を行う。

社会福祉法人の内部統制に関しては、公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、会計監査人が特に注力する分野として以下の項目（赤字）が考えられる。

< 会計監査の流れ（イメージ） >



法人全般の統制	<ul style="list-style-type: none"> ・統制環境 ・事業活動に伴うリスクの評価と対応 ・統制活動 ・情報と伝達 ・モニタリング
IT全般統制	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理 ・変更管理 ・開発管理 ・運用管理等
決算の統制	<ul style="list-style-type: none"> ・決算に係る規程の整備 ・伝票承認や決算整理仕訳の分掌体制 等

4. 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

◆ 社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)

【会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応】(抄)

会計監査人の設置の義務付けとならない法人については、

・公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等

○ 以下の例に掲げられたような支援項目から、当該法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、必要な支援を選択して、専門家を活用することが考えられる。

(支援の例)

○財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の例

- ・法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
- ・経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援
- ・会計帳簿の記載、証憑書類の整理方法等に係る現状把握、効率化等改善に対する支援
- ・会計ソフトの設定、入力科目等の設定、入力マニュアルの提示等パソコン会計の導入支援 等

○財務会計に関する内部統制の向上に対する支援の例

- ・法人全般の統制
例)ガバナンス体制(理事会、評議員会、監事等)、各種規程・業務手順の整備、職務分掌体制、予算実績分析体制等に対する支援 等
- ・各種事業の統制
例)購買、固定資産管理、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続き等に対する支援 等
- ・決算の統制
例)決算・財務報告に関する規程の整備、決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制、計算書類等の確定作業等に対する支援 等